

川保育発第133号  
令和2年5月26日

保護者各位

川越市保育課長

**緊急事態宣言解除後の保育について（お願い）**

このことについて、埼玉県に対する緊急事態宣言に基づき、保育施設における感染拡大防止のため、保育施設を利用されている保護者に対しまして登園自粛を要請しているところでございます。

5月25日に埼玉県における緊急事態宣言が解除されましたが、これまでお知らせしたとおり、**登園自粛要請期間は5月31日まで**といたします。

なお、登園自粛期間終了後におきましても、毎朝の検温及び風邪症状を確認し、発熱や呼吸器症状への異常が認められる場合には登園を控えるようお願いいたします。

また、家庭内におきましても、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行、咳エチケットの徹底など感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

**※登園自粛期間終了に伴い、6月1日からは原則として保育料の減免は行いません。**

川越市こども未来部保育課入所担当 TEL 049(224)5827 FAX 049(223)8786 E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp
--